

足立区一般廃棄物処理実施計画（足立区告示第181号）

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年足立区条例第38号）（以下「条例」という）第32条第1項及び足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成12年足立区規則第51号）（以下「規則」という）第14条の規定に基づき、令和8年度足立区一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示する。

令和8年4月1日

足立区長 近藤 弥生

令和8年度足立区一般廃棄物処理実施計画

- 1 施行区域 足立区（以下「区」という）全域
- 2 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 一般廃棄物の年間処理量の見込み

ごみ	173,801.8 t（日量 559.37 t）
し尿、浄化槽汚泥等	1,775.9 kl（日量 7.07 kl）
動物死体	3,620 頭（日量 10 頭）

4 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

(1) 廃棄物減量の推進

すべての「ひと」が率先して、日常のごみを作り出さない「リデュース」を推進し、特に未利用食品の廃棄や食材の過剰除去、紙類等の資源ロスを意識した生活を実践する。また、協創の理念に基づき、区民・事業者・行政がそれぞれ主体的に工夫し、情報を共有することで、より一層のごみ減量に繋げていく。

- ① 家庭におけるごみ減量の取組み
- ② 事業者におけるごみ減量と資源化の取組み
- ③ ライフスタイルの見直しによるごみ減量の取組み
- ④ ごみ減量やリサイクルに関する意識啓発
- ⑤ 若年層の単身世帯や外国人等へのごみの分別意識の普及啓発
- ⑥ ごみ減量施策の情報発信の強化
- ⑦ 区民・事業者・大学等の地域団体との連携によるごみ減量

(2) 持続可能な資源利用への転換

協創の理念に基づき、区民・事業者・行政がそれぞれ主体的に工夫するとともに、情報を共有し、アイデア等を持ち寄り検討を重ねることで、より一層に繰り返し使えるもの

は使用「リユース」するとともに、資源の再生利用「リサイクル」を拡充し、限りある資源を有効活用する取り組みを実践する。

- ① 家庭における資源の分別徹底に向けた取組み
- ② 集団回収活動の活性化と支援策の拡充
- ③ 資源持去り対策の強化
- ④ 資源買取市事業者数の拡大
- ⑤ 新たな資源化品目の検討
- ⑥ 粗大ごみのリユース「繰り返し使う」施策
- ⑦ 環境教育・環境学習の推進と人材育成

### (3) 廃棄物適正処理の推進

多様化する社会に向け、普及啓発や排出指導を徹底するとともに、協創の理念に基づき、区民・事業者・行政がそれぞれ主体的に工夫し、情報を共有することで、環境負荷と生活環境に配慮した適正な廃棄物処理を実践する。

- ① 資源回収場所・ごみ集積所の美化対策
- ② 不法投棄対策
- ③ 戸別訪問収集の周知・検討
- ④ 戸別収集の調査・情報収集
- ⑤ 効率的な収集・運搬体制の確立
- ⑥ 家庭ごみ有料化の調査・検討
- ⑦ 事業系ごみの自己処理責任に基づく廃棄物の適正処理
- ⑧ 事業用大規模建築物への排出指導
- ⑨ 事業系有料ごみ処理券貼付等の指導
- ⑩ 適正処理困難物への対応・拡大生産者責任による適正処理
- ⑪ 水銀含有廃棄物の適正処理
- ⑫ 環境負荷の抑制
- ⑬ 災害廃棄物への対応
- ⑭ 埋め立て処分場の延命化

## 5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する「基本的事項等」

### (1) ごみ（資源を含む）

家庭廃棄物 別表1のとおり

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物 別表2のとおり

### (2) 区が収集する範囲

区が処理する「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」の事業系廃棄物については、条例第9条第2項に基づき、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則とするが、条例第33条第2項及び条例第47条に基づき、区が処理する「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」については、次のとおりとする。

- ① 「事業系一般廃棄物」の処理は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認める場合とし、

その処理基準は③のとおり。

② 「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」の処理は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内とし、その処理基準は③のとおり。

③ 区が処理する基準

ア 区の処理を利用できる事業者は、一事業者（所）につき、次の(ア)、(イ)両方に該当する場合とする。

(ア) 区の収集1回あたりの排出が900（目安として450袋で2袋）以下または平均排出日量が10kg未満

(イ) 常時使用する従業員の数が20人以下

イ 区が処理する「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」の品目は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に掲げる「産業廃棄物」のうち、次の「産業廃棄物」に限定する。

(ア) 廃プラスチック類（原則として、プラスチック製造業・加工業から排出されるものを除く）

(イ) 紙くず

(ウ) 木くず

(エ) 金属くず（廃油等が付着しているものを除く）

(オ) ガラスくず及び陶磁器くず

なお、処理基準に該当する場合であっても、家庭廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じると認められるときは、区は処理を行わないことができる。

(3) 「特定家庭用機器再商品化法」に規定する特定家庭用機器廃棄物「エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機）等」を廃棄する場合、再商品化等が確実に実施されるように、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者又は再商品化等をする者に引き渡さなければならない。

(4) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に規定するパーソナルコンピューター（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む）を排出する場合、再資源化が確実に行われるように、再生利用を目的とし、適正に収集・運搬をする者又は適正に再資源化をする者に引き渡さなければならない。

(5) 「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」に規定する使用済み自動車を廃棄する場合、都道府県知事の登録を受けた引取業者（取扱店等）に引き渡すこと。なお、平成16年度末までに購入した自動車の場合は、リサイクル料金等を負担すること。

(6) 引越荷物運送業者は、転居廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して東京二十三区清掃一部事務組合の施設に搬入するときは、区長の指示に従うこと。

(7) 医療関係機関等は感染性廃棄物を処理する場合、法令等の定めにより適正に処理しなければならない。在宅医療に伴って排出する一般廃棄物を資源回収場所・ごみ集積所等に出す場合、区長の指示に従い排出すること。ただし、注射針等については資源回収場所・ごみ集積所等には排出せず、処方した医療機関、薬局等に返却しなければならない。

(8) 「食品循環資源の再利用などの促進に関する法律」に規定される食品関連事業者等はその法の趣旨に鑑み、廃棄物の発生抑制等を図ると共に発生した廃棄物を適正に処理しなければならない。

(9) し尿、浄化槽汚泥等

別表3のとおり

(10) 動物死体

別表4のとおり

## 6 共同処理に関する事項

- (1) 燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの中間処理並びにし尿の下水道放流に係わる施設の整備及び管理運営については、東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する。
- (2) 各特別区間の搬入調整については、東京二十三区清掃一部事務組合が行い、清掃車の雇い上げに関する事務については、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合が設置した東京二十三区清掃協議会が行う。

## 7 一般廃棄物の処理等に関する他区市町村等に関する事項

- (1) 燃やさないごみ及び資源、粗大ごみの一部については、民間事業者が設置・管理する施設を使用する。
- (2) 最終処分については、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用する。

## 8 住宅宿泊事業の実施に伴う廃棄物の処理に関する事項

- (1) 関係法令に基づく事業系廃棄物の適正処理等

住宅宿泊事業を営もうとする者は、「足立区における住宅宿泊事業の実施に関する条例」第5条に基づき、住宅宿泊事業に伴って生じた事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また、住宅宿泊事業に伴う廃棄物の処理に関し、「足立区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」に定める次の事項を遵守しなければならない。

### 【遵守事項】

- ①事業系廃棄物の排出方法、排出場所、その他区が必要と認める事項について、事業系廃棄物を排出する3週間前までに、ごみ減量推進課と事前協議（変更等含む）を行わなければならない。
- ②上記①の事前協議により、区の収集の利用により事業系廃棄物を処理する場合は、事業系廃棄物を排出する2週間前までに、足立清掃事務所（変更等含む）へ収集開始届を行わなければならない。
- ③事業系廃棄物の品目に応じた分別容器の設置、宿泊者への分別・保管方法の周知等、適正処理に必要な対策を講じなければならない。
- ④事業系廃棄物の委託業者への引渡し、または、区の集積所へ排出する際は、分別等の再確認を行ったうえで、自らの責任において適正に処理しなければならない。

## (1) ごみ

## 別表 1

区分	種別	処理量 品目等	収集方法		運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭 廃棄物	燃やすごみ (資源を除く)	60,796.0t (日量196.12t)	区が資源回収場所・ごみ集積所等で原則週2回収集する。		自動車による。	原則として、東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋め立て処分する。	1 燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源、プラスチックに分別し、あらかじめ定めた資源回収場所・ごみ集積所等へ、それぞれの収集日の朝8時まで、規則第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納して持ち出すこと。 2 燃やすごみ又は燃やさないごみについては、単身世帯、共働き世帯等であって容器の持ち出しが困難であるときは、規則第16条第2項の規定により、同項の基準に適した袋による持ち出しを認める。 3 資源のうち、古紙は、新聞、雑誌類(雑紙を含む。)、段ボール、紙パックを種類別にひも等で束ね、びん類缶類及びペットボトルは、資源の専用容器が配置されている資源回収場所・ごみ集積所等においては当該専用容器に収納し、配置されていない資源回収場所・ごみ集積所等においては規則第16条第2項の基準に適した袋により排出すること。 4 ペットボトルは、キャップ・ラベルを除去し、原則洗浄及び簡易な圧縮をすること。 5 プラスチック製容器包装は、プラマークを参考にするなどし、中身があるものは取り除き、汚れが付着しているものは軽く洗浄して、中身の見える袋で排出すること。 製品プラスチックは、全てプラスチックで出来ていることを確認のうえ、中身の見える袋に入れて排出すること。 6 条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	燃やさないごみ (資源を除く、不燃物及び焼却不適物をいう)	1,828.8t (日量6.39t)	区が資源回収場所・ごみ集積所等で原則月2回収集する。		自動車による。	原則として、再生利用可能な資源として処分する。 また、東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋め立て処分する。	
	資源 (再利用を目的として分別して収集するものをいう)	12,611.5t (日量40.68t)	古紙・びん・缶・ペットボトル	区が資源回収場所・ごみ集積所等で原則週1回収集する。	自動車による。	再生利用可能な資源として処分する。	
	プラスチック(プラスチック製容器包装及び製品プラスチック)	5,559.5t (日量17.93t)	区が資源回収場所・ごみ集積所等で原則週1回収集する。		自動車による	再生利用可能な資源として処分する。	

粗大ごみ	4,873.5t (日量13.5t)	区民の申告に基づき区が収集する。または区民自らが区長の指定した場所に持込む。	自動車による。	<p>原則として、東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋め立て処分する。</p> <p>また、再生利用可能な資源として処分する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事前に「粗大ごみ受付センター」に申告し、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。区民自らが持込むときは区長が指定する方法によること。</li> <li>2 臨時かつ大量に粗大ごみを排出する場合で、上記の方法によりがたいときは別途区長の指示に従い、適正に排出しなければならない。</li> <li>3 粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）は除去すること。</li> <li>4 引越に伴い転居廃棄物を引越荷物運送業者に引き渡すときは、所定の手続きに従うこと。</li> </ol>
------	-----------------------	--	---------	--	---

別表 2

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
事業系一般廃棄物	燃やすごみ (資源を除く)	79,954.8t (日量257.92t)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、東京二十三区清掃一部事務組合で中間処理した後、東京都に委託して埋め立て処分する。	1 区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源、プラスチックに分別し、あらかじめ定められた資源回収場所・ごみ集積所等へ、それぞれの収集日の朝8時までに、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。
	燃やさないごみ (資源を除く、不燃物及び焼却不適物をいう)	1,626.2t (日量5.69t)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則月2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、再生利用可能な資源として処分する。 また、東京二十三区清掃一部事務組合で中間処理した後、東京都に委託して埋め立て処分する。	2 排出にあたって事業者は、条例第41条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど区長の指示によること。 3 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合の施設を利用して燃やすごみを処分するときは、燃やすごみと燃やさないごみに分別するなど区長の指示に従わなければならない。
	資源 (再利用を目的として分別して収集するものをいう)	4,547.0t (日量14.67t)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則週1回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で再生利用するもののほかは、区が再生利用可能な資源として処分する。	4 資源のうち、古紙は、新聞、雑誌類(雑紙を含む。)、段ボール、紙パックを種類別にひも等で束ね、びん類缶類及びペットボトルは、資源の専用容器が配置されている資源回収場所・ごみ集積所等においては当該専用容器に収納し、配置されていない資源回収場所・ごみ集積所等においては規則第16条第2項の基準に適合した袋により排出すること。
	プラスチック(プラスチック製容器包装及び製品プラスチック)	2,004.5t (日量6.47t)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則週1回収集する。	自動車による	再生利用可能な資源として処分する。	5 ペットボトルは、キャップ・ラベルを除去し、原則洗浄及び簡易な圧縮をすること。 6 プラスチック製容器包装は、プラマークを参考にするなどし、中身があるものは取り除き、汚れが付着しているものは軽く洗浄して、中身の見える袋で排出すること。 製品プラスチックは、全てプラスチックで出来ていることを確認のうえ、中身の見える袋に入れて排出すること。 7 条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
産業廃棄物	一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物とあわせて区が収集する。		自動車による。	原則として、東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋め立て処分する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区が収集するときは、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源、プラスチックに分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。</li> <li>2 排出にあたって事業者は、条例第41条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど区長の指示によること。</li> <li>3 条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。</li> </ol>

## 備考

燃やすごみとは、厨芥ごみ、紙くず、木くず、布、プラスチック、ゴム、皮革等の可燃物をいう。ただし、製造過程から出されるゴム、皮革の一部は、燃やさないごみに区分する。燃やさないごみとは、製造過程から出されるゴム、皮革の一部に加えて、金属、ガラス、陶磁器等の不燃物、および可燃物と不燃物の複合製品で不燃物の割合の高いものをいう。

条例第37条第1項に規定する排出禁止物は、以下に規定する。

区分	例示	処理方法に係る区長の指示
有害性のあるもの 危険性のあるもの 引火性のあるもの 著しく悪臭を発するもの	ガスボンベ類、石油（ガソリン、軽油、灯油、シンナー等）類、塗料、薬品類、バッテリー、火薬類、消火器、在宅医療に伴って生じる注射針等の鋭利な物、ペット等のふん尿等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。</li> <li>・消火器は、消火器リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。</li> <li>・注射針等については、医療機関、薬局等に引き取ってもらうなどして適正に処理すること。</li> <li>・ペット等のふん尿については、自家処理をし、又は土等を除去してトイレに流すこと。</li> </ul>
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	エアコン、テレビ、電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）、ごみ焼却施設等から出されるばいじん、病院・診療所等から出される感染性廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可業者に委託して処理すること。</li> </ul>
区が行う処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生じるもの	廃ゴムタイヤ、金庫、ピアノ、単車、FRP 鉛、小型二次電池（充電式電池）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。</li> <li>・単車は、二輪車リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。</li> <li>・FRP 鉛は、FRP 鉛リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。</li> </ul>

## (2) し尿、浄化槽汚泥等

別表 3

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿(事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く)	142.2k1 (日量1.8k1)	区が原則として隔週1回収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、下水道に放流する処分並びに東京都に委託して埋立処分する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3の規定に基づき当該便所の水洗化を行うこと。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥、※ ディスプレイ汚泥及び専ら居住用の建築物から生じたし尿混じりのビルピット汚泥	739.6.k1 (日量2.39k1)	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。		
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥	894.1k1 (日量2.88k1)			一般廃棄物処分業者が生物処理後、下水道に放流する。	

※東京都下水道局に届け出たディスプレイから生じたものに限る。

## (3) 動物死体

別表 4

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	3,620頭 (日量10頭)	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	1 区に収集を依頼する場合は、規則第19条に定める動物死体届出書により、清掃事務所長へ申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう、排出方法については区長の指示によること。

## 8 一般廃棄物に関する事項

### (1) 一般廃棄物の区分別処理施設

#### ①-1 ごみ（家庭廃棄物及び一部の事業系一般廃棄物）

「家庭廃棄物」、事業系有料ごみ処理券が添付された「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」の処理施設は次のとおりとする。

#### ア 燃やすごみ

事業者、施設名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	処理能力
東京二十三区清掃一部事務組合処理施設 (23区内各清掃工場)		燃やすごみ	焼却	11,700 t/日

#### イ 燃やさないごみ

事業者、施設名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	処理能力
東京二十三区清掃一部事務組合処理施設 (不燃ごみ処理センター)		金属・ガラス 陶磁器・蛍光灯等	破砕	1,024 t/日
株式会社要興業 新鹿 浜リサイクルセンター	東京都足立区鹿浜1-4 -8	金属・ガラス 陶磁器・蛍光灯 小型家電等	手選別	-
株式会社トベ商事	東京都足立区入谷8-1 0-29	金属・ガラス 陶磁器・蛍光灯 小型家電等	手選別	-

#### ウ 資源、プラスチック

事業者、施設名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	処理能力
中村ガラス株式会社	東京都足立区南花畑1- 14-33	びん	手選別	-
		缶	選別・圧縮	15.04 t/日
株式会社アイ・エス産業	東京都足立区皿沼3-2 7-10	びん	手選別	-
		缶	圧縮	33.3 t/日
株式会社要興業 千住 リサイクルセンター	東京都足立区千住桜木2 -18-11	びん	手選別	-
		缶	圧縮	20.73 t/日
		ペットボトル	圧縮	4.96 t/日
株式会社要興業 第2 千住リサイクルセンター	東京都足立区千住桜木2 -18-7	プラスチック	選別・圧縮・ 梱包	4.8 t/日
株式会社トベ商事 第 7作業所	東京都足立区入谷3-1 1-8	ペットボトル	圧縮・梱包	19.76 t/日
大谷清運株式会社	東京都足立区入谷9-4 -13	ペットボトル	圧縮・梱包	33.59 t/日
大谷清運株式会社 第3工場	東京都足立区入谷8-1 4-29	プラスチック	選別・圧縮・ 梱包	4.9 t/日
大谷清運株式会社 第5工場	東京都足立区辰沼2-1 6-6	プラスチック	選別・圧縮・ 梱包	4.9 t/日

株式会社東京クリアセンター	東京都足立区入谷 7-1 2-6	プラスチック	選別・圧縮・ 梱包	4.9 t/日
株式会社首都圏環境美化センター 第5RC	東京都足立区入谷 8-5 -3	プラスチック	選別・圧縮・ 梱包	4.9 t/日
株式会社新井商店 綾瀬営業所	東京都足立区北加平 8- 26	古紙	圧縮・梱包	—
株式会社斎藤商店	東京都足立区梅田 6-7 -10	古紙	圧縮・梱包	—
株式会社つるや商店	東京都足立区中川 4-1 4-6	古紙	圧縮・梱包	—
株式会社増田商店	東京都足立区東和 5-2 -20	古紙	圧縮・梱包	—
有限会社丸忠	東京都足立区梅田 5-2 7-10	古紙	圧縮・梱包	—
美濃紙業株式会社	東京都足立区千住東 2- 23-23	古紙	圧縮・梱包	—
株式会社藁科商店	東京都足立区梅田 5-1 8-6	古紙	圧縮・梱包	—
株式会社新井商店 入谷営業所	東京都足立区入谷 1-2 1-2	古紙	圧縮・梱包	—
グリーンリサイクル株式会社	東京都足立区宮城 1-4 -8	古紙	圧縮・梱包	—
有限会社澤村紙業	東京都足立区入谷 7-2 2-20	古紙	圧縮・梱包	—
株式会社丸十商店	東京都足立区本木 2-1 0-1	古紙	圧縮・梱包	—
株式会社丸保紙業	東京都足立区椿 1-2- 1	古紙	圧縮・梱包	—
株式会社エフピコ 関東リサイクル工場	茨城県結城郡八千代町大 字平塚 4 4 4 8	食品トレイ	選別・破砕	33.888 t/日

エ 粗大ごみ（事業系廃棄物を除く）

事業者、施設名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	処理能力
東京二十三区清掃一部事務組合処理施設 (粗大ごみ破砕処理施設)		粗大ごみ	破砕	432 t/日
白井運輸株式会社	東京都足立区鹿浜 3-2 8-7	家具・布団類 小型家電	手選別	—
株式会社要興業	東京都足立区入谷 9-2 8-20	木製家具 布団類	選別・解体	—

株式会社ヤマゲン つくば工場	茨城県つくば市大字片田字浦割東499番地	木くず	破碎	160t/日
株式会社要興業 鹿浜リサイクルセンター	東京都足立区堀之内1-14-15	金属類	破碎	40t/日

オ 注射針

事業者、施設名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	処理能力
日本衛生株式会社	東京都足立区入谷9-30-10	注射針	焼却	11.4t/日

①-2 ごみ（事業系一般廃棄物）

事業者が自らの責任で処理する「事業系一般廃棄物」及び一般廃棄物収集運搬の許可を受けた者が収集した「事業系一般廃棄物」の処理施設は次のとおりとする。

ア 東京二十三区清掃一部事務組合処理施設及び区内処理施設

事業者、施設名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	処理能力
東京二十三区清掃一部事務組合処理施設 (23区内各清掃工場)		普通ごみ	焼却	11,700t/日
白井運輸株式会社	東京都足立区鹿浜3-28-7	普通ごみ (食品残さ)	高速発酵	0.015t/日
株式会社要興業※	東京都足立区千住桜木2-18-11	普通ごみ (弁当がら)	圧縮	10.48t/日
株式会社東和美化	東京都足立区西加平1-3-2	普通ごみ 道路公園ごみ (木くず)	破碎	3.7t/日
東武清掃株式会社※	東京都足立区谷在家2-19-4	普通ごみ (食品残さ)	高速発酵	0.4t/日
株式会社ニーズ・ネット※	東京都足立区扇2-16-3	普通ごみ (機密文書)	破碎	4.8t/日
株式会社トベ商事※	東京都足立区入谷3-11-12	道路・公園ごみ (ペットボトル)	破碎	4.05t/日
日本衛生株式会社※	東京都足立区入谷9-30-10	普通ごみ 医療廃棄物	焼却	11.4t/日
株式会社後藤造園※	東京都足立区入谷7-3-17	普通ごみ 道路公園ごみ (木くず)	破碎	4.8t/日

※ 区外の事業系一般廃棄物も搬入されている処理施設

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号イに基づき、他自治体と協議を行い搬出している処理施設

事業者、施設名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	処理能力
バイオエナジー株式会社 城南島リサイクル施設	東京都大田区城南島3-4-4	食品残さ	メタン発酵	130t/日

株式会社アルフォ 城南島飼料化センター	東京都大田区城南島 3 - 3 - 2	食品残さ	乾燥処理	140 t / 日
株式会社エコ・フード	東京都大田区京浜島 2 - 8 - 4	食品残さ	液状飼料化	4 t / 日

## ② し尿、浄化槽汚泥等

ア し尿（事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く）

事業者、施設名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	処理能力
東京二十三区清掃一部事務組合処理施設 (品川清掃作業所)		し尿	希釈処理 下水道投入	100 t / 日

イ 浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及び専ら居住用の建築物から生じたし尿混じりのビルピット汚泥

事業者、施設名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	処理能力
東京二十三区清掃一部事務組合処理施設 (品川清掃作業所)		浄化槽汚泥	希釈処理 下水道投入	100 t / 日

ウ 事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥

事業者、施設名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	処理能力
株式会社太陽油化	東京都板橋区三園 2 - 1 2 - 2	汚泥	生物処理	81 k l / 日
株式会社京葉興業	東京都江戸川区篠崎町 1 - 2 - 6	汚泥	生物処理	360 k l / 日

## ③ 動物死体

事業者、施設名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	処理能力
株式会社平和会	神奈川県川崎市麻生区王 禅寺 1 1 8 3	動物死体	焼却	0.3 t / 日

### (2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

#### 1. 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

#### 2. 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

①一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に足立区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合

②令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

(3) 一般廃棄物処分業の許可に関する方針

- 1 一般廃棄物処分業の許可については、次のとおり規制する  
法第7条第10項に基づき、一般廃棄物処分業の新規許可については原則認めない。
- 2 一般廃棄物処理施設の整備等については、次のとおり規制する。  
一般廃棄物処理施設について、処理能力の新增設は原則認めない